

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年2月12日(木)

開会 13時30分

閉会 16時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 森下宏也

予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 藤森正也

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 人材政策室副室長 濱田嘉昭

人材政策室主査 山本順三

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

特別支援教育室長 土肥稔治

人権・同和教育室長 稲林司 人権教育特命監 新家厚志 人権・同和教育室主査 上村嘉房

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛 社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主査 野村知広

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第57号 平成21年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第58号 平成20年度三重県一般会計補正予算(第8号)について	原案可決
議案第59号 教育職員免許状の更新等に関する規則案	原案可決
議案第60号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第61号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第62号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第63号 三重県人権教育基本方針の改定について	原案可決
議案第64号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について	原案可決
議案第65号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決

6 報告題件名

件名

- 報告 1 次期三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
- 報告 2 三重県教育改革推進会議報告について
- 報告 3 指定管理者制度活用の方針について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下譲委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成21年2月2日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第57号、議案第58号が報道資料提供前のため、議案第61号、議案第63号、議案第65号、報告3が意思形成過程ため、議案第64号が人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第59号、議案第60号、議案第62号を審議し、報告1、報告2を報告したのち、非公開の議案第57号、議案第58号、議案第61号、議案第65号、議案第63号を審議し、報告3を報告し、秘密会の議案第64号を審議することを確認する。

・審議内容

議案第59号 教育職員免許状の更新等に関する規則案（公開）

議案第60号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

教育職員免許状の更新等に関する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年2月12日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、教育職員免許状の更新等に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページからが規則案です。これは教員免許状の更新制に関する新しい規則です。1ページから手続きに関する様式等もあり、26ページまでが規則案です。27ページが規則案の要綱です。そこからご説明させていただきます。

教育職員免許状の更新等に関する規則案要綱、1 制定理由、教員免許更新制は、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」の成立により、平成21年4月1日から導入されることになりました。この法律の成立を受け、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」及び「免許状更新講習規則」の公布に伴い、教育職員免許状の更新等に関する事項について、規定を整備するものです。

2の制定内容ですが、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び免許状更新講習規則において、「免許管理者が定める」、これは都道府県教育委員会のことですが、免許管理者が定めることを規定された教育職員免許状の更新等に関する事項について規定を整備するものです。（1）講習を受講できる者、（2）更新講習修了確認を受けなければならない者、（3）免許状更新講習を受ける必要がない者、（4）免許状更新講習を受ける必要がないものとして指定する表彰、（5）有効期間の更新等に関する申請手続きという内容について新たな規則で定めたものです。施行期日は平成21年4月1日です。

29ページをご覧ください。この規則で定めなければならないと規定されたものについての説明です。1番の趣旨については法の整備です。2番は規則案の内容です。先程もありましたが、教育職員免許法の施行規則の一部を改正する省令と免許状更新講習規則において「免許管理者が定める」という内容については、次のとおりです。（1）として、講習の受講に関して教育委員会が定めるものということで、講習を受講できる者（対象者）は、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者と省令に定められています。2つ目ですが、国若しくは地方公共団体の職員、または次に掲げる法人としてイからニまでありますが、その役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者としてこれも免許管理者が定める者、この内容を

今から説明する規則の中で決めていくということです。それから2の更新講習修了確認を受けなければならない者、この者を義務者と呼んでいます、これも全く同じ文言です。1番は指導主事、社会教育主事等の専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者、2番は地方公共団体の職員または国立大学法人若しくは学校法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者、これは義務者と呼ばれる者で、旧免許の所持者に関するものです。3の免許状更新講習を受ける必要がない者、免除者も、文言としては似た表現です。法律、省令の規定では、1番として指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者、という規定です。2番も対象者と同じ文言が並んでいます。3番、附則第3条第3号に規定する者のうちとありますが、これは表彰の規定です。免許管理者が定めるものと規定したというのが最初の内容です。

対象者は教育委員会の職員と、国、地方公共団体の職員、学校法人の職員と3つに分けてあります。教育委員会の職員については、指導主事、社会教育主事、それから学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として県教育長が別に定める者という形で本規則に定められています。国、地方公共団体等の職員についても、県市町が設置する学校の教育職員であった者で県市町教育委員会の要請に応じて、引き続き国県市町の職員として在職している者であって、学校教育または社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として県教育長が別に定める者という規定です。学校法人の職員については、教育職員であった者で県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事、という規定です。義務者、免除者については、教育委員会の職員および学校法人の職員については全く同じ文言です。国、地方公共団体の職員については、県市町が設置する学校の教育職員であった者でというところは同じですが、引き続き県市町の職員として在職している者であってという内容です。これは国の職員については、義務者はいないという国の考え方です。免除者については対象者と同様です。31ページの教育職員であった者については、つまり過去教育職員だった者ということですが、国の規則で全員が対象者となることから、県規則では義務者及び免除者と同一の者を規定するという形にしたいということです。もう一つの、県教育長が別に定める者という規則の書き方ですが、これについては別途要綱を策定して具体的な取扱いを定めていきたいと考えています。大きな(2)番で免許状更新講習を受ける必要がないものとして指定する表彰ですが、省令では学校における学習指導、生徒指導等に関し特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって、免許管理者が指定したものを受けた者という書き方ですが、この表彰として、文部科学大臣表彰を規定し、県教育長が別に定める者、とさせて頂きたいと思えます。(3)以降は有効期間の更新等に関する申請手続きの定めです。

前置きが長くなりましたが、1ページをご覧ください。第1条は趣旨で、第2条が講習を受講できる教育委員会の職員、これが対象者です。第3条は講習を受講できる教育の職、これが首長部局、あるいは学校法人などを規定しています。第4条は更新講習の修了確認を受けなければならない教育委員会の職員、旧免許所持者であって修了確認を受けなければならない者で教育委員会の職員です。第5条が同様に更新講習の修了確認を受けなければならない教育の職です。第6条は免除者の規定で、教育委員会の職員で受講する必要がない者、第7条は教育の職で同様の免除者の規定です。第8条が受ける必要がない者として指定する表彰です。ここのところも教育長が別に定めるという内容になっています。具体的には前に教育委員会で文部科学大臣の優秀教員表彰を審議いただきましたが、それを該当にするという内容です。但し、その中で部活動に関する表彰者は除くという規定を設けます。第9条以降は申請書類に関するものです。4ページは提出が必要な申請書類の表、7ページ以降は具体の申請書類が最後まで続いています。

続いて議案第60号を説明させていただきます。議案第60号、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。平成21年2月12日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

これは、教育職員免許状の授与などに関する現行の規定を一部改正するものです。34ページをご覧ください。教職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案の要綱です。改正理由ですが、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律等の施行に伴う教育職員免許状に関する規則の規定の整備です。施行期日は平成21年4月1日です。

内容については、学校教育法が改正され、小学校からとしていたものが、幼稚園からに順番が変わりました。この規則も、その順番に従い幼稚園を先頭にして順番を入れ替える変更があります。もう一つは、従来この規則の様式等は、名前を書く欄は全て氏名と表記していましたが、現在、教育委員会では氏名という言い方は使わず名前と表記しますので、表記を変える変更です。また、免許法の一部変更により、例えば教員免許状の写しを求める場合、写しの求め方が少し変わったことや、更新講習の導入により、現行の規則の文言を一部修正します。以上です。

【質疑】

委員長

議案第59号と議案第60号ですが、いかがでしょうか。

丹保委員

前回の教育委員会でも問題になりましたが、ちょっと分かりにくいですよ。受講する人達のために、分かりやすい表を是非作ってあげてくださいと希望しました。受講する人達はいろいろな立場の方がいますから、そういう人達に対して分かりやすいものを作って欲しいとお願いしたと思いますが、それで30ページに記述があるわけですよ。対象者、義務者とあり、教育委員会の職員、国、地方公共団体の職員がいて、あとは学校法人というのは学校法人の理事と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

人材政策室長

国立大学法人や公立学校法人、私立学校法人の職員ですけれども、教員から理事になられた方でまた教育職員として戻る可能性を想定して理事だけを義務免除者にしました。

丹保委員

はい、分かりました。

委員長

今の説明が理解出来なかったのですが、普通の先生はどのようなのですか。

人材政策室長

普通の先生は元々法律で義務者になっています。

委員長

義務者の中に国の職員を外しましたよね。三重大附属の職員はどうなるのですか。

人材政策室長

三重大の職員は、学校法人の職員という形になっています。これは、文部科学省へ三重県の教員採用者が行ったというケースで、そういう場合は義務者にはならないですが、対象にはなりますので、自分で受講してくださいとなります。

副教育長

国に行った場合に受講してなかったら、戻って来なくなります。

委員長

他に議案第59号はいかがでしょう。

人材政策室長

先ほど丹保委員から表のお話がありましたが、一番外枠が免許所有者です。その次にペーパーティーチャーと書いてあります。免許所有者で対象者でないところ全体がペーパーティーチャーになってくるのですが、ペーパーティーチャーの中には教職を希望していない者と希望する者と分かれ、希望していない者はもう対象者にもなっていないということです。対象者になるのは教職を希望する人だけがなってきます。

それから下に3つほど欄があり、教育委員会の職員と県市町の行政職員と学校法人の職員、こういう三段階があります。対象者は、例えば教育委員会の職員であれば教員採用者であるが学校教育等の専門事項の指導等に従事しない者、これは対象者ではありますが、免除者にはなっていないという整理です。義務者でも免除者になってきません。県市町の行政職員についても教員採用者であっても学校教育等の専門的事項の指導等に従事しない者は対象にはなりますが義務免除はかからないという内容です。学校法人については、理事でない方については対象にはなってきません。

更に対象者の中に現職教員の枠があって、ここにほとんどの教員が入ってくるわけですが、実習助手については、義務はかからないということです。教諭とか養護教諭、栄養教諭等は義務がかかります。その中に更に免除者が出てきて例えば校長、教頭は免除者になるし、教育委員会の職員で専門的事項の指導に従事する者等については全部免除者になってきます。今回提案しましたこの規則は、義務免除者を規定したものです。

丹保委員

組合立は学校法人のなかに入るわけですか。

人材政策室長

教育委員会に入ります。組合立というのは教育委員会の職員です。

丹保委員

教育委員会に入るわけですか。分かりました。

教育支援分野総括室長

今3つ対象があると説明しましたが、この規定の中では4つありまして、あと1つは文部科学大臣表彰を受けた人は免除されます。その方はこの表に載っていないのですが、どこにくるかと言うと、一番右の2の義務者のところに教諭とか養護教諭がありますが、この中に表彰を受けた方がいた場合は免除されると、下

の方に入ってきます。その4つ目の項目が抜けていますので修正をします。

丹保委員

前回は少し話しましたが、免除者の中には、大学の教員で免許更新講習の指導をする方は表のどこに入りますか。免除者の中には入らないわけですか。

人材政策室長

大学の教員については教員免許状がその職において必要でないということで、更新講習の対象からは外れることとなります。

丹保委員

免除者ではなく、最初から対象の中に入らないということですか。

人材政策室長

対象者の外です。ペーパーティーチャーと同じようなところに入ります。

丹保委員

教職を希望しないペーパーティーチャーですが、免許状はどうなるのですか。免許を持ち続け権利を有するというになるのですか。

人材政策室長

10年経過すると小中学校や高校の教員は出来なくなりますけれども、教壇に立つ場合は、更新講習をまた受けないといけません。

丹保委員

その場合でも更新講習を指導する側だから、扱いは自動的に免除者と同じようになるわけでしょう。

人材政策室主査

大学の先生につきましては、制度の対象の外になりますので、たとえ更新講習の講師であっても講習を受ける義務がかからない、必要がないということで外に置かれてしまいます。ただ、大学の先生でも附属の小学校や中学校で講師をしている方については、兼任という形ですので、現職の教員として扱われます。従ってその方については、一般の教諭と同じように義務がかかりますので免除となります。附属の小中高等学校等で教鞭とられてない大学の先生につきましては、たとえ更新講習の講師でも対象の外になってしまいますので、その後教壇に立つためには別途講習を受けていただくという制度になっています。

丹保委員

そうですか、分かりました。

委員長

前回の説明の時の私の記憶では、講習をする大学の教員は、免除されるんだと聞いた気がするのですが。

丹保委員

そういう話を聞いた気もするのですが、それは正確な情報ではなかったわけですね。

人材政策室主査

旧免許状を持っている方については、受講義務をかける、かけないという整理がまずあります。新免許状は免許状そのものに有効期間が入っていますので更新講習の受講対象者の場合、免除ができます。この場合も受講対象に位置付けられるかどうかということが問題にはなりますが、基本的な考え方としては更新講習の講師として免除される方は新免許状所持者が対象になってくるということになります。教員免許更新制そのものが本来は今年の4月1日から新たに教員免許状を取得する方を対象にした制度設計がなされていますので、それまでに取得した現職教員については附則で規定をされています。

委員長

例えば新免許状のペーパーティーチャーで講習を受けなかった場合には、もうそれで失効して、また免許取り直しとなるのですか。

人材政策室長

免許状自体が10年で切れますので、受講しないとその免許は紙になってしまいます。

委員長

受講すると再発行してもらえるのですか。

人材政策室長

はい。新たに有効期間が10年とした免許状が授与されます。

委員長

はい。分かりました。

山根委員

表彰規定のところですが、文部科学大臣表彰が今は対象ですけれども、これから先、文部科学大臣表彰以外にも表彰が出来てきた場合にはその都度これにかかるかどうか決めるわけですか。

人材政策室長

文部科学大臣表彰自体はいくつも種類がありますが、その中で本県としては文部科学大臣の優秀教員表彰、これだけを該当とすると要綱で定めたいと考えています。文部科学大臣以外の表彰者は対象としない、例えば県の表彰などについては本県としては対象としないという趣旨になります。

委員長

県で特別の表彰を作れるのですか。

人材政策室長

はい。表彰自体は作れますが、この規則では今のところ該当になりません。それが該当とすべきという議論があった時には規則自体を改正することになると思います。

委員長

今変えようとしているのは要綱ではなく規則でしょ。

人材政策室長

規則です。

委員長

この文章を変えればいいわけでしょ。文部大臣表彰プラス教育長表彰とかにしてもいいわけですよ。

教育長

2本立てでいくしかないですね。まず1つは表彰規定に新たに教育長表彰を作るかどうか決めて、それを免除者にするかどうか決めて変える2本立てになります。

山根委員

そうですね。

委員長

文部大臣表彰1本にしたということは、実質的に県でその表彰者を決めるから、わざわざ教育長表彰を作る必要もないだろうということであると判断していいわけですね。そうですね。

丹保委員

指導主事と社会教育主事、専門的事項の指導等に従事する者とありますが、これは更新時の話ですか。それ以前に経験があってもよいのですか。

人材政策室長

更新時点です。

丹保委員

1年前に社会主事であっても駄目ですか。

人材政策室長

駄目です。

丹保委員

ちょっと釈然としないですけどね。

人材政策室長

それは指導主事とか社会教育主事が指導的な職であるということで、更新講習に定める内容については熟知しているということです。

丹保委員

それは分かりますが、過去でも駄目ですか。

人材政策室長

その時点での最新の情報であって、今の時点ではもう1回受けてくださいという制度です。

丹保委員

全国的にそういう流れですか。

人材政策室長

そうです。

丹保委員

分かりました。

委員長

議案第59号はよろしいですか。それでは議案第60号はいかがでしょうか。60号に関連して私から1つ質問があるのですが、免許状で1級と2級がありますね。2級から1級に上がることは可能なのですか。

人材政策室長

今は、専修、1種、2種という呼び方をしていますが、修得した単位等でいろいろな免許状の種類があり、これを変える手続きは定まっています。

委員長

具体的にどう違うのですか。

人材政策室長

専修免許というのは、大学院の課程を修了している方に与えられる免許状です。一般的には1種免許状が大学、2種免許状が短期大学ということで、それぞれ学んできた単位の量等によって免許状の種類が決まるという状況です。

委員長

幼稚園も同じですか。

人材政策室長

幼稚園も一緒です。

委員長

大学を出れば1種ですか。

人材政策室長

一般的には1種です。

委員長

1種になればメリットは何があるのですか。

人材政策室長

メリットは特にありません。

委員長

ないのですか。

丹保委員

専修免許を持っていても2種でも給料も、待遇も一緒ですか。

人材政策室長

免許を取得するための学歴等から、初任給の違いは出てくるとは思いますが、基本的にそれ以外の差はありません。

丹保委員

全く一緒ということですか。

委員長

ストレートに教員になる場合で大学院を出るということは、2年損をするのですか。

教育長

給料表のスタートが変わってきます。

福利・給与室長

大学院で学んだ経験は給料に反映されます。結局は年齢的には同じです。

委員長

1種2種は関係なく年齢的に同じということですね。

教育長

経験年数加算をして給料表のスタートする場所が変わるだけです。

委員長

合格年が遅かった場合、例えば22歳で卒業したけれども25歳で合格した場合はどうなるのですか。

人材政策室長

前歴の職によって、いろいろな職年数加算の方法があり、例えば企業で勤めている場合には、1年を6か月というように見て過去経歴を加算しますので、採用が遅いとある程度は違いが出てきます。

丹保委員

そうすると教員の評価をする時に、全くそういうことは影響しないわけですか。

人材政策室長

免許状の種類ですか。

丹保委員

種類と言うか、評価する時には、専修免許を持っていても2種免許を持っていてもそれは無視ということですか。

人材政策室長

その職場でどうやって働いているかの評価が非常に重要で、免許状の種類だけでは評価し切れないところがあります。専修免許状を持っているということと、実際その職場でどれくらい生徒から信頼を得て成果を挙げているかということは、やはり話が変わってきますので、実際の評価はその現実の学校でどうかという部分が非常に大きいです。

丹保委員

分かりました。

委員長

他にどうでしょうか。

副教育長

免許状の1種と専修については基本的に何も言わないですが、2種の免許状の方については、三重大学などで夏に認定講習を教育委員会が行っています。これは1種免許状を取得して欲しいというのを基本に行っている講習で、専修、1種、2種でもいいですよというのは給料上の違いですけども、やはり免許状を持って授業をするという面からすると、2種ではなく1種を持って欲しいということで教育委員会は認定講習を行っています。

丹保委員

はい、分かりました。

山根委員

今の説明をお聞きして安心しました。普通のお子さんを教える先生の資格を持っているのは当然ですけども、今は普通のクラスにもユニークなお子さんもありますし、特別支援のセンスと知識等を持った先生が増えることを希望しています。いろいろな教科はもちろんですけども、それプラス特別なニーズのあるお子さんへの対応を勉強できるような先生への配慮は、こういう中にあるのでしょうか。

副教育長

以前、特別支援学校の免許状、特に盲学校の免許状の取得が三重県は低いという話があったかと思いますが、そういう面で、認定講習の中に視覚障がい免許状の部分も含めて、特別支援学校の免許状取得の講座も開設を広げてきているという状況です。

山根委員

はい。

委員長

そういう資格を取ると、ある程度給料がアップするとか、そういう刺激があるのが一般常識だと思うのだけれども、それは全く考慮されてないわけですね。

山根委員

他の国ではそのようになっています。

委員長

給料をアップさせるなどを行っている県はあるのですか。

福利・給与室長

そういうのは聞いたことがありません。

委員長

議案第60号はよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、議案第59号、議案第60号を原案どおり可決する。 -

議案第62号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（特別支援教育室長説明）

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年2月12日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが議案の提出する理由である。

1ページをご覧ください。規則改正案の内容です。第10号2項これは盲・聾・養護学校とありますのを特別支援学校に改めたいということです。もう1点は、別表1、別表2がありますが、別表2中の三重県立草の実特別支援学校を三重県立城山特別支援学校草の実分校に改めるという内容です。2ページをご覧ください。規則の要綱です。先般の議会で三重県立特別支援学校条例の一部改正を可決していただきましたので、それに伴う規則の改正です。3ページは新旧対照表です。以上です。

【質疑】

委員長

議案第62号についていかがですか。

山根委員

実際の中身は、どのような変化が生じると考えられますか。

特別支援教育室長

実際の教育内容につきましては、ほとんどというか全く変わりがないと考えています。草の実りハビリテーションセンターに付いた学校ですので、トレーニングやお医者さんの専門的なハビリについては全く変わりがないと思います。それから、分校になりますので、城山の施設設備等については非常に使いやすくなるのではないかと考えています。教育課程の関連を特に図っていただきたいと要望していますので、例えば運動会を一緒に行うなど、いろいろな特別活動が一緒出来るメリットが出てくるのではないかなと考えています。

山根委員

はい、ありがとうございます。

委員長

配属される先生の数は、校長先生が減るだけですか。

人材政策室長

分校になると、元々定まった教員数は減ります。具体には、校長を含め数名ぐらいは減っていきます。

委員長

それでも別に支障はないということですね。

人材政策室長

今年と来年と同じ規模であればそれだけ人が減っていきますので、学校運営が厳しくなっていく面はありますけれども、そこは本校と連携していただくことになります。

委員長

他によろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告 1 次期三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について（公開）

（教育総務室長説明）

次期三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について、別紙のとおり報告する。

1 ページをご覧ください。まず 1 の現行の三重県教育振興ビジョンです。ここには（1）から（3）まで趣旨、構成、計画期間という形で入れさせていただいています。まず（1）の趣旨です。現行の三重県教育振興ビジョンにつきましては、三重県教育振興ビジョン策定委員会からの答申を踏まえて平成 11 年 3 月に策定したところです。（3）の計画期間ですが、平成 11 年度から平成 22 年度までの 12 年間計画で、この間、第一次推進計画から第 4 次推進計画まで、数値目標を示しながら具体的な施策を展開してきているところです。

次に 2 の教育基本法の改正と教育振興基本計画の策定についてです。まず（1）の教育基本法の改正です。平成 18 年 12 月の教育基本法の改正により、同法第 17 条において、国が教育の振興に関する基本的な計画を定めるということが規定されたところです。また、地方公共団体におきましても、国の計画を参考として教育の振興の施策に関する基本的な計画を定めるということが努力規定という形で規定されたところです。これを受けて国では、中央教育審議会へ諮問・答申という手続きを経まして、昨年 7 月 1 日に教育振興基本計画という形で閣議決定をされたところです。この教育振興基本計画につきましては、10 年先を見据えた 5 年間の計画、具体的には平成 20 年度から平成 24 年度までの計画として策定されています。

次に 2 ページをご覧ください。次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）ですが、この策定に向けた基本的な考え方、これはあくまで案ですけれども、それを進めさせていただいています。（1）の位置付け、（2）の計画期間、（3）の検討課題、（4）の策定方法、（5）の策定スケジュールとなっています。まず（1）の位置付けですけれども、現行ビジョンの計画期間が先程説明しましたように、平成 22 年度で終了することから、国の教育振興基本計画を参考としまして、次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）を策定したいというものです。次期のビジョンにつきましては、現在の県民しあわせプランとの整合性を図りながら、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画という形で教育委員会が策定するものと考えています。次に計画期間です。これも案ですが、10 年先を見据えた 5 年間ということで、平成 23 年度から平成 27 年度までという計画期間を考えています。次に（3）の検討課題です。次期のビジョンにおきましては「生きる力」を育むために、確かな学力の保証・向上、キャリア教育の推進、幼児期からの一貫した教育の推進等を重点課題として、検討していきたいと考えています。また、子どもの安全・安心、特別支援教育、外国人教育、地域・家庭の教育力の向上等につきましては、今日的な課題ということで、これも重点的に検討していきたいと考えています。（4）の策定方法です。次期のビジョンの策定ですけれども、三重県教育改革推進会議に審議を依頼し、その結果を報告いただくという形で進めていきたいと考えています。ま

た、地域別の懇談会や、あるいはパブリックコメントなどを通じまして、様々な立場の方のご意見を反映させていきたいと考えています。(5)の策定スケジュールです。平成21年度から22年度にかけ、推進会議へ審議を依頼しまして、論点整理、あるいは地域別の懇談会等の開催、その中での中間案という形で取りまとめを行いまして、またパブリックコメントなど踏まえ、推進会議から報告を受けて決定をしていく形で進めていきたいと考えています。なお、この推進会議等での審議過程につきましては、またこの場等でもご報告をさせていただきたいと考えています。3ページには参考までにポンチ絵を付けさせていただきました。以上です。

【質疑】

丹保委員

全く教育委員会から離れて審議して、最終的に教育委員会に持ってきてそこで我々が反対をするということが起こるよりは、やはり途中で連絡、微調整があった方がいいので、是非お願いしたいと思います。

それから2ページに外国人教育という言葉がありますが、ちょっと気になります。内容としてはどういうことですか。

教育総務室長

審議過程について、この場での報告という点につきましては、随時させていただきたいと考えています。

それから検討課題の外国人教育ですけれども、ちょっと文言が足りないか分かりませんが、外国人児童生徒の教育と考えています。

丹保委員

外国人と言った場合に、日本人以外が外国人でしょ。そうすると在日の方もここに入りますか。

学校教育分野総括室長

必ずしも国籍の外国人性だけとか、日本語教育の必要性だけでこう区切っているわけではないので、在日の方でも日本語教育が特に必要なければ入らないこともありますし、入る場合もあります。そこは概念として特別に教育支援が必要な人達が三重県の中にいるので、そういう人達に向けた行政をちゃんとやりましょうというのがこの趣旨です。

丹保委員

趣旨は分かりますが、誤解を受けるんじゃないかという気がしますね。日本に育って全く日本人と同じように過ごしている外国人もいるんですよね。それが全く配慮されてない表現のように見受けられます。

井村委員

外国人教育と書いてしまうと、乱暴な感じがします。

丹保委員

そういう人達から見ると、ちょっと変な感じを持つ人もいるのではないかと思います。言葉の問題です。内容は違うのは分かっています。

委員長

今度の三重県教育振興ビジョンの策定ですけれども、これは今のビジョンが平成22年におしまいになるから改めて作るということでいいわけですね。国の教育振興計画に基づいて作るのではなく、今のものが終わるから次に作ろうということでいいわけですね。

教育総務室長

その通りです。22年度で終了しますからそれに続くものです。あくまで国の計画につきましては、参考として策定をしていきたいと考えています。

委員長

ということからいけば、今の計画は12年間の計画で第一次から第四次まで作りそれでやってきたが、これでは駄目だということで5年間にするのですか。

教育総務室長

あくまで案の状況であり、計画期間につきましてもまた更に検討はしていきたいと考えています。ただ今現在、世の中の移り変わりが激しいというところもあり、5年間計画がいいのではないかなと考えています。他府県も従前でしたら10年間位の計画を定めるところが多かったわけですが、文部科学省、あるいは他府県がアンケート調査を行っていて、その中では5年間計画というところがかかり多く占めるといった状況です。

委員長

別に他府県に習う必要もないし、国の指示に絶対的に従うという必要も私はないと思いますけれども、今の振興ビジョンが長すぎたのか、それともこれは別に問題がなかったのかというところの検討から我々は進める必要があると思うんですね。こういう推進計画を作りながら、中身を徐々に変えていってそれで上手くいったんだということであるならば、今回も10年とか12年でもいいわけですね。世の中の移り変わりが激し過ぎるということは、現行ビジョンの場合も同じだったと思いますが、その理由でとてもついていけ

なかったから、もう根本的に5年単位に変えていきたいと思いますということであるならば、5年間ということになると思いますが、いずれにしても、新しいビジョンをどれだけの期間にするかというのは、最初の前提というか、スタートになるはずですから、もし、三重県教育改革推進会議に審議を依頼するのならば、こちらで計画期間を作るのではなく、そのスタートから依頼しないといけないと思いますが、それはどうなのでしょうか。今のビジョンの期間の分析などは依頼していいと思いますけれど。

教育総務室長

これは一つの考え方であり、事務局の案として進めさせていただいています。このような大枠につきましてはある程度、事務局案を持ちまして教育改革推進会議にお諮りをしながら、そこでのご意見も入れながら最終的に計画期間等につきましてもご審議いただきたいと考えています。

委員長

いや、これを示したら大前提になりますよ。おそらく推進会議でこれを覆すということは絶対にしないはずですよ。だから、これはむしろ示さない方がいいと思うんですけどね。ここから検討していく。

教育長

基本的に、ここにありますように教育委員会から審議を依頼するので、それであつたら当然ながら現行のビジョンがどうだったのか、計画期間も含め、どこまで実現したのかというのを検証した上で、どういう内容の審議を依頼しようかということになると思っています。国が10年先を見越しての5年だからというものではでないと思っています。知事部局のしあわせプランでも、そんな長い期間はやっぱり無理だというのが随時分かってきました。第2次については2年で見直そうとしたんですけども、今の経済情勢を見ても分かるように、2年でもはっきり言ってだめだということで、それこそ毎年度見直さないといけない状況です。実施計画のようなものについては、恐らく今後はそうなっていくと思いますし、民間などでもせいぜい3年という位しか見越せなくて、半期位で先を見て行かないと、とても現実味のあるものになって行かないと思います。

委員長

今までの説明の仕方では、教育基本法の改正があつて、国の振興基本計画が5年であると、だから我々も5年だという経緯にみえます。そうではなく、三重県の場合は、教育長がおっしゃったように今までやってきたビジョンの検証から始まって、それではとても駄目だという結論で短くするというならば良いんですけども、これだと本当に国に全面的に従いますという形になりますから、ちょっとこの辺の表現も変える方がいいのではないかと思います。今の教育長のお話のような形で、検証の結果こうだと言うならばそれはそれで大賛成です。

教育長

教育改革推進会議に審議を依頼する内容については、今のビジョンの検証を基にこういうことをお願いしますというように、教育委員会で意見を伺ったうえで決めていくべきではないかなと思います。

委員長

先ほど丹保委員からも発言がありましたけれども、推進会議と教育委員会の意見が合わない場合に、推進会議から答申を貰ってしまいますと、もうこちらで注文をつけるのが非常に難しくなってきます。こちらの意見等のすり合わせが出来る機会が何回かあれば非常に有難いし、そうするべきだと私は思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

教育総務室長

審議過程も含めまして、今どのような状況になっているのか、どのような意見が出ているかなど、何度かご報告させていただきたいと思っています。

委員長

それは、あくまでも報告でしょ。報告ですから、こちらは拝聴するだけということになってきますけれども、推進会議は、自分達で決めてそれを答申します。答申に従うか従わないかは、教育委員会の自由だということになるかもしれませんが、結果的には答申を尊重しないとしょうがないということになってきますから、拝聴するだけでなくすり合わせが出来れば良いと思うのですが、そういうことが出来るのですか。推進会議のメンバーの気分を損ねることではあります。

副教育長

21年度当初から動くことはありません。教育長も言っていますが、しばらく時間をかけてまずは検証しなければいけません。それを受けて、このような審議を依頼したいという段階で、まず教育委員会にご提案させていただき、ある程度の案らしきものがまとまってきたら、何回でも結構かと思いますが、教育委員の方と意見を交換する場を作るとかが出来ます。

委員長

今までもしていなかったということは、出来ないのかなと思っていたのですが。

副教育長

出来ると思います。教育委員さんのご意向を受けて最終的に決めていただくので、推進会議から報告を貰うにしても、その途中段階で何度も、今こういう状況ですというのをご報告させていただくと共に、意見を交換する場を必要でしたらいつでも作れると思いますので、またそれはご相談させていただきたいと思います。

委員長

はい。

井村委員

その場合、3ページの図ですが、上に教育委員会があって、下に教育改革推進会議があり、審議依頼と結果報告という矢印になっているので、その間に意見交換など何かが入っていないと誤解される恐れもあるのではないかなという感じもします。前からこのような議論をしているのですけどね。

委員長

そうです。

井村委員

矢印が両方重なっていて、意見交換というような形にすると良いと思います。

委員長

それは、予め推進会議の了解を得ておかないといけません。私の個人的な体験では、推進会議のメンバーとしては、そういう意見があるとカチンときます。

井村委員

任せてもらったのに、意見をつけるのかという感じになってしまいます。

委員長

初めから意見交換するような雰囲気作りをしておかないと、依頼する最初の会合から一緒になって、意見交換してというようなところから始めていかないと、気分を害するかも知れませんが、その辺の配慮をうまくお願いします。そのような形でこれから進めていくことになりましたが、これはよろしいでしょうか。

井村委員

趣旨というのは、ビジョンの内容というのが趣旨ではないかなと思うのですけれども、何となく手続きという感じがします。

委員長

これは変えるという趣旨ですよ。

山根委員

私も井村委員と同じ印象を受けました。表現を、時代に即したより良いビジョンにするために検証し、さらに現実のものにあったものにするというような文章にしたらどうかと思います。

委員長

今の振興ビジョンは当然変えないといけません、よりちゃんとしたものにしていくために、期限も短くしていくんだという話の筋にしていこうとすると、2番の教育基本法の改正云々というのが非常に邪魔になってくるんですよ。法改正に従って全面的に見直すというのならトップに持ってきたら良いのですが、そうではないのであるならば、ここに持ってくるのはちょっと唐突です。先ほどの教育長の話のような進め方で、検証から始めていくということにしていけばもっとすっきりしますね。

井村委員

それが趣旨のような気がしますね。

教育長

言われる通りですね。2番は最後で良いですね。3番の位置付けのところへ、1次の検証も含めてこういうふうに取り組んでいくのだという形ですね。

山根委員

それがいいですね。

委員長

はい。それではこの報告はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 三重県教育改革推進会議報告について（公開）

（教育改革室長説明）

三重県教育改革推進会議報告について、別紙のとおり報告する。

1ページがその要旨です。まず報告本体の20ページをご覧ください。資料3、推進会議の「学校経営改

善部会」の趣旨のところでは、前半は経緯が書いてあるのですけれども、20ページの下から4行目のところに、「今後、評価の結果や改善方策の積極的な情報発信、外部の視点からの検証等を含めた開かれた学校づくり等を推進することにより、三重県にふさわしい学校経営の継続的な改善システムのあり方について検討するため、「学校経営改善部会」を設置するものです。」と学校経営改善部会の趣旨が書いてあります。

戻っていただきまして、18ページ、19ページをご覧ください。18ページが推進会議の委員、19ページがこの経営改善部会委員です。経営改善部会は、昨年度、本年度2年間で、10名の部会委員を中心に合計7回、部会を開催し集中的に審議をしてきました。部会報告を受け推進会議で協議のうえ、報告としてまとめたものです。

これにつきましては、概要版の1ページ、2ページで要旨をご説明します。まず学校評価のまとめを前提として、大きな2番、信頼される学校とまとめてありますが、特に2つ目、信頼される学校づくりを進めるには、学校が目指す姿を明確にして共有するとともに、情報を分かり易く発信することが大事だとあります。それから次に、学校内においては校長のリーダーシップにより教職員が一丸となって教育活動を展開する組織風土を作ることが求められるとあります。その次ですけれども、本県では信頼される学校作りに向けた学校経営を行うため、学校経営品質を活用しているということです。

3番目ですが、学校経営品質と自己評価の関係についてです。特に一番最初で、学校経営品質の取組を説明していますが、目指す学校像を掲げ、教職員が一体となって継続的な改善活動を行う取組です。教育活動の成果を検証するにあたっては、個々の教育活動の成果を測定するとともに、学校組織の状況についても様々な角度から評価し、改善に結び付けることとしています。これが学校経営品質の取組みです。そういったことを踏まえて、次の2ページ、1番目ですけれども、評価については国が評価ガイドラインを出して3つに分類していますが、国が示す自己評価を充実発展させたものとして学校経営品質をまとめてあります。

それから4番目、学校経営品質と学校関係者評価との関わりについてのまとめです。とりわけこの3つ目のところですが、学校関係者評価委員会は子ども達の成長に対して責任と役割を自覚する人達で構成することが効果的であり、評価委員は学校に対して意見を述べるだけでなく、家庭や地域においては、学校改善のための窓口のひとつであると同時に、学校の理解者としてその努力をしたり、役割を担うということで、学校評価委員会の位置付けをしています。その次ですけれども、その意味で学校関係者評価は、自己評価の結果や開示の方向性を検証することから、自己評価と開示の取組みレベルが学校関係者評価の質を左右するということや、一番最後の、学校関係者評価については、既に義務化している市町教育委員会もある中で、まだ学校関係者評価委員会を設置していない学校や教育委員会にあっては、早期導入に向けた取組みに向けた推進を求められるという意味で提言をいただいています。

最後の5番目です。二つ目の、第3者評価につきましては、国の動きを見ながら、まずは自己評価としての学校経営品質の充実と関係者評価の仕組みと整備の充実を図ること、これが肝要だというまとめをいただいています。これにつきましては、2月2日に推進会議の会長と部会長両名から教育委員会に報告されたものです。以上です。

【質疑】

委員長

これは高等学校に関するものだけではなく、市町の小中学校にも及ぶわけですね。

教育改革室長

はい。対象としては全ての学校ということです。

委員長

市町教育委員会の反発を呼ばないのですか。

教育改革室長

部会にも、推進会議の委員の中にも市町の教育長にも入っていただいています。市町の教育長からのご意見も受けたうえで作成していますので、反発は招かないと思います。

委員長

それは少人数でしょ。全部の教育委員会の話を聞いているのですか。

教育改革室長

全て聴取調査を行っているわけではないのですが、随時、ブロック毎の教育長会議で意見交換をしていますので、この方向で異論がないとうかがっています。特に報告の2ページに書いてあるのですが、最後の13行目から最後の段落で報告書の活用として、市町の教育委員会や私学の場合もそれぞれ適宜活用したいと書いてあります。

委員長

そこが反発を呼ぶのではないかなと思っているんですけどね。これは各市町が自主的にやるものではないかなという気がします。県の教育委員会からすれば、ちょっと越権行為的じゃないかな。どうでしょうかね。

教育改革室長

基本的には県立学校が対象としながらも、適宜入れ替えるところの趣旨は押さえてあります。現状としても学校経営品質の取組みは、全ての小中県立学校で進めているのですけれども、フレームそのものを、各市町に押し付けているものではありません。例えば伊賀市とか、四日市市は、独自の形式でやってもらっているのですけれども、私共が推奨する理念にご理解いただいています。

委員長

大丈夫かな。私は、四日市市の反応をいろいろ聞いていますけれども、かなりこういうことについては反発が強いようですし、特にとりわけ、新しく市長になった田中市長は市の独自の教育と盛んに言っていますし、それに教育委員会は相当影響されるでしょうから、そうなってくると、こういうふうにやりなさいというようなことは、あまり感心しないのではないかなと思っています。それに加え、市町の教育委員会で出来ることは出来るだけ市町に下ろしていこうというのが今の時代の流れなので、こういうものを作成し配り、それを市町が自主的に参考にするというのは良いと思いますけれども、望まれるという形で配布するということは、少し問題が起るのではないかと思います。これを削ることは、とても出来ないことなのですか。

教育改革室長

14ページに学校関係者評価の提言が書いてあるのですが、12行目で学校関係者評価を述べた後、最後、設置していない学校、教育委員会にあってはとありますが、これについては部会でも随分議論して、最終段階でこの文言を盛り込みました。流れとして、自己評価は当然だ、誰に言われるでもなくやって当たり前だという認識がまずありました。次に本県の場合、経営品質に取り組んでいるということで一番大事な点は、経営方針を学校の中だけでなく、学校の応援部隊でもある保護者や地域住民と学校の理念なり、教育方針を共有していくという取組みがなされています。これを受けて、より改善策として学校の中だけでなく、学校をよく知る人達から見た改善策として取り組んでいくことによって信頼される学校づくりが出来るといった議論が出てきて、部会委員の意見がほぼ一致したところで、この文言を盛り込んだところです。現実に7市町の教育委員会で義務化しているところがあります。

教育長

既に義務化している市町と教育委員会もある中という表現は、本体のきちんとした要約になっていないかなと思いますので、もう少し表現を補うか、変えるべきだと思いますね。本体に、「きちんと行っている市町もあり、それが非常に良い効果を出していますので、行っていないところもやってみたらどうですか」というぐらいのニュアンスにしてはどうですか。

井村委員

その方がいいですね。

委員長

そうですね。

教育長

本体の方が柔らかいですね。

委員長

本文の「望まれる」という言葉が私はきついような気がします。上から下にやりなさいということですから、「効果が上がっていますのでどうですか」というのは良いですけどね。

山根委員

私は委員長と反対です。地域での街づくりが、今、よく話題になっている中で、元気でやる気のある住民ばかりのところはいいんです。だけど、積極的に街づくりや学校を良くしていこうという方達の勢いのない、元気がない地域は、どこかで誰かが支援をしないと、地域が良くなならないような地域もあり、ますます格差が開いていくという危機感を抱いている面があります。頑張ってる所はもちろんそれで良いのですが、停滞している所には、ある程度叱咤激励というか、応援の手を差し伸べるような表現がある方が良いと思います。

委員長

そういう所はほっておいても良いし、頼ってくる所には頼ってもらって良いですけども、その時の表現の仕方だけですよ。命令口調ではなく、県は相談に乗りますよとか、あるいは頼られて来たら協力しますよというような趣旨の表現は大いに良いと思いますが、どうも、「望まれる」というのは、教育長が言うように非常に厳しいというか、問題があると思います。「望まれる」と言う言葉をちょっと一工夫して貰えればと思います。県が全面的に面倒をみななければいけない地域も私はあると思っています。そういう所には県はどんどん協力体制をとっていく必要があると思います。山根委員とまさに一緒なのですが、その辺、県もバックアップしますよということで、もう少し追加しても良いかもしれませんね。

副教育長

明日、市町の教育長さんが集まる会議があります。

委員長

その場で言うのですか。

副教育長

そこでは、報告書の方は配りません。このペーパー以外に、学校評価についてまとめたペーパーと学校経営品質についてまとめたものをセットに説明し、推進会議から受け取った報告については、3月中に送付させていただきますということで、1ページ、2ページとこの「望まれる」という部分ですね、この部分を少し優しく変えさせていただき、ひとまず終わっておきたいと思います。議会にはまた報告しますが、裏表1ページぐらいで、このような報告を受けましたと説明します。

市町の方は、山根委員も言われましたが、県が出して欲しいと言われる所と、既にこれより進んでいる所があります。進んでいるところは良いのですが、何か行いたいけれど、頼れる資料はないかという所に使ってもらったらと思っています。報告本体については、直すのは難しいので、このペーパーだけもう少し手直しさせていただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第57号 平成21年度三重県一般会計予算について（非公開）

議案第58号 平成20年度三重県一般会計補正予算（第8号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、議案第57号、議案第58号を原案どおり可決する。

議案第61号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第65号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第63号 三重県人権教育基本方針の改定について（非公開）

人権・同和教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告3 指定管理者制度活用の方針について（非公開）

社会教育・文化財保護室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第64号 三重県スポーツ振興審議委員の任免について（秘密会）

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。